

守るっ！緑と清流を

土砂等の堆積(埋め土等)に関するQ&A

Q 条例(秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例)に基づき許可が必要な埋め土等の面積について教えてください。

A 原則として、500㎡以上、3,000㎡未満のものについては、許可が必要となります。※3,000㎡以上のものについては、県条例に基づく許可が必要となります。

Q 田んぼや畑に土砂等を入れて駐車場や資材置場などにしたいのですが、許可を受けなくても問題ありませんか？

A 農地を農地以外の目的で使用する場合は、農地転用の許可が必要です(一時的に利用する場合も転用となり、許可が必要です)。

※面積が、500㎡以上3,000㎡未満の場合は、秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例に基づき許可も必要です。

農地改良や太陽光パネル設置などに伴う造成で、埋め土等を行う場合や、ストックヤードとして一時的に土砂等をたい積する場合で

あっても、条例等に基づく許可等が必要となる場合があります。ご注意ください。

何かご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。
圃土砂等のたい積(埋め土等)に関して
生活衛生課 ☎25-5202
農地に関して
農業委員会 ☎25-5231



土砂たい積110番開設！！

違法な埋め土を見つけたら

☎25-5202まで

(生活衛生課直通)

休日・祝日は、22-2211 (市役所警備員室)

通報者の秘密は守られますので、安心して情報をお寄せください！！

現在、違法な残土投棄の監視強化パトロール実施中です！

消費生活センターからのお知らせ

加工食品の表示が改正されます

日本はカロリーベースで約6割の食料を輸入しており、国内で作られた加工食品でも、その原材料は国産とは限らず、外国産のものが多数あります。一部の加工食品を除き、原材料の原産地表示義務がないので、加工食品を選ぶ際、原産地情報を得ることは困難です。そこで食品表示基準が改正され、輸入品を除く国内で製造された全ての加工食品に原料原産地表示が義務付けられることになりました。

原材料が鮮食品の場合は、産地表示し、2か国以上の産地の原材料を混合して使用する場合は、重量割合の高い順に国名を表示します。

〈表示例〉

名称 ウインナーソーセージ
原材料名 豚肉(アメリカ産、国産)、豚脂肪・・・

原材料が加工食品の場合は、原則として製造地を表示します。

〈表示例〉

名称 チョコレートケーキ
原材料名 チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉・・・

表示が困難な場合は例外による大きく表示が可能です。

また、遺伝子組み換え農作物の任意表示についても改正されます。遺伝子組み換え農産物の表示制度には、義務表示と任意表示があります。任意表示について具体的に、大豆、トウモロコシに限っては、5%以下の意図せざる混入は「遺伝子組み換えでない」との任意表示が可能でしたが、5%以下の混入があるものを「遺伝子組み換えでない」と表示することは誤解を招く状況でした。

新たな任意表示制度では、意図せざる混入が5%以下に抑えられ、適切に分別生産流通管理されている場合は「分別生産流通管理済み」と表示されます。

〈表示例〉

「大豆(分別生産流通管理済み)」等

原料原産地名、非遺伝子組み換え農産物の任意表示とも2023年4月1日からスタートします。

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝日はお休み)
午前9時～正午、午後1時～4時
☎25-5200

